

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………（議会議務局総務課） 1

条 例

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第69号

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

13 議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、令和2年7月1日から同月31日までの間に限り、第1条の規定にかかわらず、それぞれ同条に定める額から第4条第1項の規定により同年6月1日に在職した者に対して支給された期末手当の額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。